

## 高齢者の皆様へ 「介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査」に ご協力を

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査とは、町内にお住まいの65歳以上の高齢者の生活状況や地域課題を把握するための調査です。多くの項目を設けていますが、身近な内容で答えやすい、質問ばかりなので、回答にご協力を願います。

### ※対象者

町内にお住まいの65歳以上の高齢者で無作為抽出による約500名を予定しています。

### ※調査方法

該当の方には、調査票を郵送させていただきます。回答いただいた調査票は同封の返信封筒へ入れて郵便ポストへ投函ください。

### ※調査期間

平成29年1月中旬から1ヶ月程度の子定です。

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)までお問い合わせください。

## 介護保険で よくある「質問」

介護保険に関するよくある質問をまとめました。

### 【質問】

介護保険は、いつから加入するのですか？

### 【答え】

介護保険は、高齢者の暮らしを社会全体で支えあう社会保険の制度です。そこで、65歳以上の方(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)が加入します。

### 【質問】

介護保険に加入したくないのですが？

### 【答え】

介護保険は、高齢者の暮らしを社会全体で支えあう社会保険制度です。40歳以上の方全員が加入することとなりますので、ご理解ください。

### 【質問】

要介護認定の申請はどこすれば良いですか？

### 【答え】

役場健康推進課(庁舎1階)で手続き出来ます。65歳以上の方は、介護保険被保険者証をご持参ください。また主治医(かかりつけ医)のお名前が分かるようにして来てください。

ご家族の代理申請もできますので、ご相談ください。

### 【質問】

介護認定は一度認定されたら変わらないのですか？

### 【答え】

要介護認定は、有効期間が設定されています。

しかし、有効期間中であっても、本人の様子に変化がある場合、見直しを行うことができます(要介護区分の変更申請)。

### 【質問】

入院中ですが申請できますか？

### 【答え】

病院に入院している間は医療保険の適用となりますので、基本的には介護保険の申請は必要ありません。

ただし、介護保険適用となる病院(介護療養型医療施設)の場合

## あなたのマナーは、大丈夫？！

### 犬

- 放し飼いは、やめる
- リードをつけて散歩する
- 散歩時のフンは、必ず持ち帰る
- 狂犬病予防注射を受ける



### 猫

- 首輪などで飼い主を明示する
- できる限り室内で飼う(放し飼いを極力さける)
- 自宅でのトイレをしつける
- 野良猫にエサをあげない

合は、要介護認定が必要となりますので申請してください。また、退院後すぐに介護保険サービスをご利用になる予定がある場合は、要介護認定が必要となりますので申請してください。心身が不安定な状態では正しい認定ができませんので、退院の見込みがたち、状態が安定してから申請していただくことをお勧めします。

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)までお問い合わせください。

# 日本脳炎の予防接種について

## 平成17～21年度の間接種機会を逃した方々へ

日本脳炎の予防接種については、ワクチン接種に伴って重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年度から21年度まで積極的な勧奨を控えてきました。

こうしたところ、新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっています。

### 【積極的な勧奨の差し控えにより規定回数を受けられなかった方の接種方法】

| 接種歴                 | その後の接種方法  |
|---------------------|---|
| 第1期を全く受けていない方       | ・ 6～28日の間隔をおいて2回、2回目接種から概ね1年後に3回目を接種<br>・ 4回目は9歳以上で接種し、3回目との接種間隔は6日以上あける※ |
| 第1期初回接種のうち、1回のみ受けた方 | ・ 2回目と3回目を6日以上の間隔をあけて接種<br>・ 4回目は9歳以上で接種し、3回目との接種間隔は6日以上あける※              |
| 第1期初回接種のうち、2回受けた方   | ・ 3回目を接種<br>・ 4回目は9歳以上で接種し、3回目との接種間隔は6日以上あける※                             |
| 第1期初回接種のうち、3回受けた方   | ・ 4回目を9歳以上で接種し、3回目との接種間隔は6日以上あける※   |

※接種可能とされていますが、第1期の接種を3回受けた人は、最後の接種から概ね5年以上の間隔をおいて接種することが望ましいとされています。

平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方(特例対象者)は、当面の間の特例措置として、20歳未満(20歳の誕生日の前日まで)であれば、残りの接種回数が無料で接種できます。

前記の対象者の方で接種を希望される方は健康推進課(☎63・3801)まで。

### どんな病気？

日本脳炎ウイルスの感染によって起こる中枢神経(脳や脊髄など)の疾患です。

ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内でウイルスが増殖した後、そのブタを刺した蚊(コガタアカイエカ：水田などに発生する蚊の一種)などがヒトを刺すことによって感染します。

東アジア・南アジアにかけて広く分布する病気です。



### どんな症状？

ウイルスを持つ蚊に刺され、感染した後も症状なく経過する(不顕性感染)場合がほとんどですが、症状が出るものでは、6～16日間の潜伏期間後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害(意識がなくなること)、けいれんなどの中枢神経系障害(脳の障害)を生じます。

(過去には、100人から1000人の感染者の中で1人が発病すると報告されています。)

大多数の方は、無症状に終わるのですが、脳炎を発症した場合20～40%が死亡に至る病気といわれており、幼少児や高齢者では死亡の危険は大きくなっています。